

株式交付に関する事後開示書類

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び同法施行規則第 213 条の 9 に定める書面)

2026 年 3 月 3 日

株式会社北紡

2026年3月3日

株式交付に係る事後開示書面

石川県白山市福留町 201 番地 1
株式会社北紡
代表取締役 粕谷 俊昭

株式会社北紡（以下「当社」といいます。）は、2026年1月20日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画」といいます。）に基づき、2026年3月3日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、株式会社Vリムジン（以下「Vリムジン」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行いました。

本株式交付に関し、会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2026年3月3日

2. 株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

(1) 会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第213条の9第2号イ）

本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第816条の6の規定による手続の経過（会社法施行規則第213条の9第2号ロ）

当社は、会社法第816条の6第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項に従い、2026年1月27日付で当社の株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社であるVリムジンの商号及び住所を電子公告にて公告を行いました。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に規定する簡易株式交付に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

(3) 会社法第816条の8の規定による手続の経過（会社法施行規則第213条の9第2号ハ）

当社は、会社法第816条の8の規定に基づき、2026年1月27日付の官報及び電子公告で公告を行いました。異議申述期限である同年2月27日までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 株式交付に際して、当社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法施行規則第213条の9第3号）

本株式交付に際して当社が譲り受けたVリムジン社の株式の数は、408株です。

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

- ・ 当社は、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により、本株式交付について会社法第 816 条の 3 第 1 項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交付を行いました。なお、会社法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。
- ・ 当社は、株式交付子会社である V リムジンの株式の譲渡人との間で、本株式交付に関して、2026 年 1 月 20 日付で、会社法第 774 条の 6 に定める総数譲渡契約を締結いたしました。
- ・ 当社は、本株式交付により、株式交付子会社である V リムジンの株式の譲渡人に対し、当社の普通株式 1,942,900 株及び金 4,950 万円の金銭を割当て交付いたしました。
- ・ 本株式交付では資本金の額を増加せず、準備金の額については、会社計算規則第 39 条の 2 に従い、別途定めるものとしております。

以上